

様式第16の2（第34条関係）（平13経産令118・追加、平16経産令25・一部改正）

表 面

8センチメートル	
第 号	
電気用品安全法第46条第1項の規定による立入検査等 を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身 分証明書	
6 セ ン チ メ ー ト ル ← 3センチメートル → 4 セ ン チ メ ー ト ル 写 真	所属 氏名 年 月 日生 年 月 日発行 押 出 ス タ ン プ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長 印

裏 面

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）抜すい

第46条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は第二十八条第二項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項又は第2項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

第58条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

七 第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者